

カントの経験理論における知覚判断の位置づけ

井上, 春樹
九州大学大学院 : 博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/1445869>

出版情報 : 哲学論文集. 48, pp.57-71, 2012-09-29. 九州大学哲学会
バージョン :
権利関係 :

カントの経験理論における知覚判断の位置づけ

井上 春樹

はじめに

カントは『プロレゴメナ』の§18において、「経験的な判断 das empirische Urteil」の内に「経験判断 das Erfahrungsurteil」と「知覚判断 das Wahrnehmungsurteil」という区別を導入した。それによれば、「経験的な判断は、客観的妥当性をもつ限りにおいて、経験判断である。しかし、ただ主観的に妥当するだけであれば、私はそのような経験的な判断を単に知覚判断と名づける。後者はいかなる純粹悟性概念も必要とせず、思考する主体における知覚の論理的結合を必要とするだけである。しかし前者は、感性的直観の表象に加えて、特殊な、悟性において根源的に産み出される概念を常に要求し、そしてまさにこの概念が経験判断を客観的に妥当するようにしているのである」(Pröl, §18, 61)⁽¹⁾

しかしながら、この経験判断と知覚判断の区別の妥当性については様々な議論が交わされてきた。というのも、この区別は『プロレゴメナ』のみ見出されるものであり、『純粹理性批判』⁽²⁾においては、第一版、第二版ともに「知覚判断」という

用語は用いられていないからである。さらに「経験判断」という語は、第一版において一度だけ現れるものの、経験的判断と単に同一視されている。⁽³⁾ このことだけでも、カントが本当に経験的判断を経験判断と知覚判断とに区別しようとしていたかどうかというものを、疑わしいものとするに十分であろう。実際、ケンプ・スミスやペイトンは、単に混乱をもたらすだけのものであるとして経験判断と知覚判断の区別を否定している。また、知覚判断の導入によって新たな諸問題——すなわち、知覚判断が実際に判断たりうるか否かという問題や、あるいは経験判断との関係性の問題——が生じうることも事実である。

確かに『純粹理性批判』、特に分析論におけるカントの目的は、客観的普遍妥当性を持つ認識の可能性の条件を、その形式から明らかにすることであった。しかしカントは、自身の哲学が、最終的には「人間とは何であるか」という問題に帰着する人間学であり、客観的普遍妥当性を持たざる精神活動の領域をも視野に入れたものであると述べている。⁽⁴⁾ このことをも踏まえて考えるならば、知覚判断もまた、カントの経験理論の内に何らかの形で包摂されることにならう。では知覚判断は、カントの経験理論の内でのように（厳密な意味での）「経験」と関わっているのだろうか。このような問題意識のもと、本稿では以下のように議論を進める。

まず第一節において、統覚の統一には二つの側面があること、そしてそれらが相互依存の関係にあることを示す。次に第二節では「ひとつの意識 ein Bewußsein」が「ひとつの主観においてのみ in einem Subjekt allein」働く場合と「一般的に überhaupt」働く場合があること⁽⁵⁾、またそれら相互の関係を明らかにする。続いて第三節では「ひとつの意識」が「一般的に」働く場合における「一般」の語法を吟味する。第四節では、「ひとつの経験」が自然の唯一かつ可能な体系に対応しているということ、また客観的妥当性を持つということが、「投げ入れ Hineinlegen」によるこの体系への組み込みを意味すること
を明らかにする。そして、統覚の統一の二側面と同様に、知覚判断と経験判断が相互依存の関係にあることを指摘し、知覚判断を擁護する意義を示したい。

第一節 統覚の統一

初めに統覚の統一について検討してみよう。カントは「統覚の統一 Einheit der Apperzeption」を「総合的統一 synthetische Einheit」と「分析的統一 analytische Einheit」とに區別しつつ、「統覚の分析的統一は何らかの総合的統一を前提としてのみ可能となる」(B133)と述べている。カントが総合と分析の関係について、結合する働きである総合の反対が分解する働きとしての分析である、と述べていること⁽⁹⁾から見て、この統覚の分析的統一とは、§16冒頭の「我思考す」ということは、あらゆる私の表象に伴うことができるのでなければならぬ」(B131)という事態を指示するものと解釈できる。つまり、統覚の分析的統一とは、結合された諸表象には同一の「我思考す」が伴っているということ⁽¹⁰⁾を反省的に自覚する働きなのである。

統覚の総合的統一の可能性が前提とされるからこそ、「我思考す」があらゆる私の諸表象に伴いうる共通項であることが明らかとなり、また諸表象間の連関を示すことが可能となる。また逆に言えば、このような同一の「我思考す」が伴っているからこそ、「私はそれらの諸表象をひとつの自己意識において合一させることができる」「すなわち統覚の総合的統一が可能となる。テキストの記述から見れば、カント自身は総合的統一の優位を主張しているように思われるが、むしろ統覚のこれら二つの統一は、統覚の「可能的な総合的統一」(B133 Anm.)があらかじめ思考されているからこそ分析的統一が可能になり、また実際に総合的統一が可能であるのは分析的統一として「我思考す」の同伴があらかじめなされているからである、という表裏一体の関係にあるのである。

ところで『純粹理性批判』第一版においては、「同一性 Identität」と「統一 Einheit」を、共に数的な意味で用いている箇所⁽¹¹⁾が見受けられる。このことから見て、「統覚自身の同一性」とは、統覚が根本的にはひとつである、という事態を意味していると考えられよう。実際にカントは、「ひとつの意識 ein Bewußtsein」というように、意識について語るとき、「ひとつの」

という冠詞を多く用いている。それゆえ、次節以降で「ひとつの」という冠詞の意味を、『プロレゴメナ』における区別に則して検討してみたい。

第二節 「ひとつの意識」の二側面

まず「ひとつの意識」における「ひとつの」という冠詞は、いかなる意味における「ひとつ」なのであろうか。カントは『プロレゴメナ』においては経験判断に必要な事柄に関して、「ひとつの意識」が働く仕方を二つに区別しつつ論じており、またこの箇所は、経験判断と知覚判断の区別において非常に重要であると考えられる。それによれば、経験の基礎には次の二つの要件がある。それは、第一に「私が意識している直観、すなわち知覚」(Prot.§20, 65)であり、これは感官に属する。続いて、カントは第二に悟性の働きとして判断を挙げ、さらにこの判断が二通りあることを明らかにする。「第一に、私が単に知覚を比較して私の状態のひとつの意識において結合することによってか、第二に、私が知覚をひとつの意識において一般的に結合するときか、である」(Prot.§20, 65)。カントによれば、前者の判断は「単に私の心の状態での知覚の結合であり、対象との関係を持たない」がゆえに「知覚判断」である。

この「対象との関係を持たない」という言葉が表現しているのは、知覚判断においては、それが単に主観的な結合であるがゆえに、性質を対象に帰することができない、という意味であろう。なぜなら、「客観的妥当性」と「あらゆる人に対する」必然的な普遍性とは相関概念」であり、それゆえ「我々は客観自体を知らないにしても、或る判断を共通妥当的、したがって必然的と見なすとき、まさしくそれによって客観的妥当性を意味している」からである (Prot.§19, 63)。このことについて、カントは次のようにも表現している。「感官の携る事柄は直観することであり、悟性のそれは思考することである。ところが、思考作用とは、表象をひとつの意識において統合することである。この統合は、単に主観に相対的に成立し、偶然で

主観的であるか、それとも絶対的に生じ、必然的ないしは客観的であるか、いずれかである。……そこで判断は、表象がひとつの主観における意識のみに関係させられて、そこで統合される場合、単に主観的に過ぎないか、それとも、表象が意識において一般的に統合される場合に、すなわちそこで必然的に統合される場合に、客観的であるか、いずれかである」(Prot. §22, 72)。つまり、「ひとつの意識」の働きには「ひとつの主観においてのみ」結合する場合と「一般的」に結合する場合があり、前者においては「単に私の心の状態での知覚の結合」によって偶然のかつ単に主観的な判断(知覚判断)がなされ、それに対して、後者の「一般的」な場合においては必然的かつ客観的な判断(経験判断)がなされるのである。

ところで、これら「ひとつの意識」の二つの働きは、『純粹理性批判』においてはどのように論じられているのであろうか。カントは『純粹理性批判』第二版において、「意識の主観的統一」を「内的感官の規定」としつつ、「統覚の超越論的統一」を「諸表象の客観的統一の根拠」に据えるような表現をしている(B139-140, §18)。これらの『純粹理性批判』における「統覚」、「意識」および「内感」の関係はいかに解釈されるべきであろうか。確かにカントは§56において「純粹／根源的統覚」を「経験的統覚」と区別しつつ、前者の働きを「統覚の超越論的統一」と述べている。ここで言われている「意識の主観的統一」とは「経験的統覚」を意味するであろう。しかしながら経験的統覚と内感は同一視されるべきではない。なぜなら前者は能動的な働きであり、後者はあくまで受動的な働きだからである。また、カント自身「……心理学の体系においては内的感官と統覚の能力とが(我々はこの両者を慎重に区別するのであるが)むしろ同一のものと称されているのが普通である」(B153)と明確に述べている。このように用語の使用には曖昧さがつきまわっているものの、『プロレゴメナ』における「一般的」か否かという「ひとつの意識」の働きの区別は、やはり『純粹理性批判』においても「超越論的統一」と「主観的統一」という区別として論じられていると考えるべきである。

以上のことを踏まえれば、次のようになる。すなわち、与えられた様々な知覚は、「私の諸表象」として、「私」のもとで統一されねばならない。しかしながら、それは単に主観的な統一であり、そうして得られた諸知覚の結合も、相対的で偶然

的なものでしかない。換言すれば、「ひとつ」であるのは私の内なる統一以外の何ものでもないのである。このような主観的な統一における「ひとつ」と、「あらゆる人に妥当」する「一般的」になされた結合による、必然的で客観的な統一における「ひとつ」は、その指示領域を異にすることになるであろう。この領域を明らかにするために、まずは「一般的」の指す意味に留意しつつ、経験判断が客観的妥当性を持つということだが、いかなる条件によるものかということについて吟味してみよう。

第三節 「一般」と「客観的妥当性」

第一節で明らかになったように、「我思考す」は、私のあらゆる表象に伴うことができるのでなければならぬ。このことはまた、統覚によるこれらの表象の総合的統一をも前提としている。さて、カントは「私が意識している直観」は「知覚(perceptio)」であると述べている (Pröl. §20, 65) が、これはすなわち「我思考す」が伴っている（かつ構想力によって総合された）直観を意味している。そして悟性の役割とは直観において与えられたもの（が構想力の総合によって知覚となったもの）を結合し判断することであった。しかし、この判断には「ひとつの主観におけるひとつの意識のみ」においてなされる単に主観的な判断と、「ひとつの意識において一般的に」なされる客観的な判断の二通りがあるとカントは述べている。また、この区別は次のようにも表現されている。「判断とは、与えられた諸認識を統覚の客観的統一へとまたす様式以外の何ものでもないということを見出す。判断における連語『あるis』が目指すところは、与えられた諸表象の客観的統一を主観的統一から区別することにある。なぜなら、連語は諸表象と根源的統覚との連関、およびそれらの諸表象の必然的統一を示すものだからである……」(BI43f)。すなわち、経験判断は「A ist B」という形で表象Aと表象Bが必然的に結びつきうるような判断である、と言えよう。つまり、いかなる時、場所、そして誰にとつても、表象Aと表象Bは「であるist」を

介して結びつく、ということが保証されているということである。これは、偶然のかつ主観的な「ひとつの主観における意識のみ」においては決してなされえないことである。もし必然的な結合がなされるとすれば、それは「一般的」になされるのでなければならぬ。すなわち、この場合「一般的」とは、個別の主観を超えて「あらゆる人に妥当する」、換言すれば、個別性を捨象したものであるとしての「一般」であると言うことができよう。

高坂は新カント派の解釈に則して、「一般 überhaupt」を形容詞として「意識一般 Bewußtsein überhaupt」と解釈しつつ、「意識一般」は単に経験一般に対応するものと考えられた限り、未だ決して直ちに私及び汝、彼らの経験に対し、それを包括する意味に於いて一般なるものの意味を有しない⁽¹²⁾と述べている。また、彼は「意識一般」とは「ひとつの意識」にほかならず、これらは同一のものであるとも論じている⁽¹³⁾。確かに一般的に働くひとつの意識も「ひとつの意識」のひとつの側面ではある。しかし両者を同一視することによって、カントがなした「ひとつの主観におけるひとつの意識」と「一般的に(働く)ひとつの意識」という働き方の区別は失われる。また「意識一般」と形容詞的に解釈することで、「意識一般」と「(一般的でない)意識⁽¹⁴⁾」という二つの意識があることになり、これら二つの関係が新たな問題として浮上してしまふ。それゆえ、「一般」をむしろ副詞的にとり、同じ「ひとつの意識」の二つの働き方の区別として解釈することが妥当であると思われる。また、『プロレゴメナ』において、カントが経験判断における客観的妥当性の根拠を、「あらゆる人に普遍妥当する」「誰に対しても妥当する」という言い方で普遍妥当性に求めつつ知覚判断と対比させていることに鑑みれば、この「一般」という語は個別性を捨象した一般性として解釈されるべきであろう。

さて、一般的に結合されるということはまた、表象Aと表象Bが等価に或る所属性を持つているということも表している。例えば、前の引用に続いてカントは次のようにも述べている。「このことで私が主張しようとするのは、これらの諸表象は経験的直観において互いに必然的に従属し合っているということではなく、これらの諸表象は統覚の必然的統一の力で諸直観の総合において互いに従属し合っている、換言すれば、そこから認識が生じうる限りに於いての、全ての表象を客観的

に規定する諸原理に従って従属し合っているということであり、それらの諸原理は全て統覚の超越論的統一という原則から導出される」(B142)。

ここで言われている「全ての表象を客観的に規定する諸原理」とは、カテゴリーにほかならない。このカテゴリーの必要性を示すことによつて、カントは経験論と対峙しようとしているのである。経験論^⑤においては、心の中に生ずる観念や印象の継起が経験的に知覚され、それらの習慣や学習による恒常的連接によつて因果性が推論されると考えられた。つまり因果の法則は経験に基づいて得られるとされる。しかしこのような「連想」に基づく判断は偶然的あるいは恣意的なものであり、決してあらゆる人に普遍妥当すると言ふことはできない。これに対して、カントは次のように問う。「連想のあの経験的規則は、出来事の系列の内にある全てのものは、それに或ることがいつでも継起するような或ることが先行しないような或ることは決して生起しないという規則に従っていると、そう人が主張するときには、なんとしてもあまねく想定されざるをえないが、このことは自然のひとつの法則として、何に基づいているのか？また、いかにしてこの連想はそれ自身可能であるのか？」(A113)。連想の可能性の根拠とは、カントによれば「この根拠が客観の内にある限り、その多様なものの親和性と呼ばれる」ものである。しかし、この「親和性」、すなわち「それらの諸現象がそれによつて恒常不変の法則に従い、だからそのもとに従属せざるをえない」(A113)という事態は、いかにして説明されるのであろうか。この問いに対するカント自身の答えはこうである。すなわち、可能的現象が、数的に同一でありアプリアリに確実であるところの「全可能的自己」意識としての「我思考す」に属し、このような根源的統覚を介して認識の内に表れてくること、そして、それらの諸現象は総合において「それにあまねく適合しなければならないところのアプリアリな諸条件に従っていること」(A113)、これらが前提される限りにおいて、全ての諸現象は「超越論的親和性」(A114)を持つと言へる。こうして、経験的な判断が客観的妥当性を持つ「経験判断」すなわち経験となるためには、普遍のかつアプリアリな論理的条件としてのカテゴリーが必要とされることになるのである。

第四節 経験の統一

さて、「ひとつの主観」における「ひとつの意識」の「ひとつの」という冠詞は統一体としての私を指すとして、「一般的に」結合する場合の「ひとつの意識」における「ひとつの」とは、いかなる領域の統一を指しているのであろうか。この「ひとつの」という冠詞は、「ひとつの経験」(A110) というように、「経験」に対しても使用されている。ここで「ひとつの」が強調されていることから見ても、カントにとつてこの語が重要な意味を持つということは想像に難くない。では、次にこの「ひとつの経験」を究明してみよう。

「ひとつの経験」とカントが言うとき、それはいかなる文脈においてであらうか。カントは、第一版において「個々の表象のそれぞれが他の表象と全く無縁であり、いわば孤立しており、他の表象から分離しているとすれば、比較され連結された諸表象の全体にはかならない認識といったような或るものは、決して生じないに違いない」(A97) と言い、さらに「全ての知覚があまねく合法的に脈絡づけられたものとして表象されるのは、ただひとつの経験においてしかない」(A110) と述べている。この箇所からも分かるようにカントは、「ひとつの経験」と言うとき「比較され連結された諸表象の全体」あるいは「あまねく合法的に脈絡づけられたもの」というように、何らかの体系的な連関を視野に入れている。このような経験における体系的な思考は、『純粋理性批判』においてのみならず、カント哲学の根底に根ざすものである。とりわけ『オプス・ポストウム』においては、そのような傾向が顕著であり、「経験は感覚の対象の認識の絶対的統一であり、いくつもの経験（これは誤って理解された知覚に過ぎない）について語ることは自家撞着である」¹⁶ といった記述が随所に見出される。

この絶対的統一としての経験は、「自然」と対応している。カントは「全ての経験の可能性に関して、我々が経験についてただ思考の形式だけを考察する場合には、経験的な判断を客観的に妥当にする純粋悟性概念のもとに、現象をその直観の

様々な形式に従って包摂するような制約以上に、いかなる経験判断の制約もないのだから、それゆえ、この制約が可能な経験のアプリオリな原則である」(Pr1§23, 73)と述べ、さらに「……可能な経験の原則は同時に、アプリオリに認識されうる自然の普遍的法則でもある。そして、このようにして、いかにして純粹自然学は可能かという、我々の目下の第二の問いに存する課題は解決された。なぜなら、学問の形式にとって要求される体系的ということは、ここで完全に見出されうるのである。……最後に、全ての現象がそれを介してこれら概念に包摂される原則が自然学的体系、すなわち自然の体系を構成する。この自然の体系は全ての経験的な自然認識に先行し、これを初めて可能とする」(Pr1§23, 73)と言う。それゆえ、経験の可能性の条件は、「自然の普遍的法則」であり、「自然の体系を構成する」ものでもある、ということになる。ここで言われている自然とは、「自然学的」とも言い換えられているように、あるがままの自然ではなく、むしろ科学的な法則にのっとった体系を持つものとして考えられている。つまり、「ひとつの意識における一般的な」総合的統一とカントが言うとき、それは、我々の判断が唯一かつ可能な自然体系のもとに組み入れられるという事態を意味しているのである。すなわち、ひとつの意識において一般的に「我思考す」が伴いうることによって、それらの判断は可能的経験の、それゆえひとつの経験の内に綜合統一されうる、と言い換えることもできるのであろう。

さて、では「経験的思考一般の要請」における次の三つの命題を通してこれまでの議論をまとめてみよう。カントは次のように述べている。

「1 経験の形式的な諸条件(直観および概念から見て)と合致するものは、可能的である。

2 経験の実質的な諸条件(感覚)と脈絡を持つものは、現実的である。

3 現実的なものとの脈絡が経験の普遍的な諸条件に従って規定されているものは、必然的である」(A218, B265f.)

まず、1における形式的な思考条件とは空間・時間およびカテゴリーであり、これらは経験の可能性の条件であるから、1における経験とは可能的経験であり、また自然の体系を指している。また、このような可能な判断は「蓋然的判断」で

ある。次に、2において言われている、感覚と脈絡を持ち、かつ3の条件を満たさない「現実的な」判断、すなわち「実然的判断」には、知覚同士の間なる主観的な結合に過ぎない知覚判断が適合する。最後に、3の命題から、個々の現実的な知覚判断が自然の体系の内規定されうるならば、それは必然的な判断、すなわち「確然的判断」であり、それゆえまた普遍妥当性（それゆえ客観的妥当性）を持つ経験判断である、ということになるのである⁽¹⁷⁾。

しかしながら、ひとつの知覚判断はひとつの経験判断へと直結するのではない。なぜなら、ひとつの判断のみでは体系とはなりえず、むしろ経験的な判断同士の間関係が法則にのっとって体系の中に位置づけられる限りにあって、初めて経験判断となりうるからである。しかし、この自然の法則は予め自然の内存するものではない。それは、我々人間が自然の内へと「投げ入れる」とHumeに「*Hinlegen*」によって構成するものであり、それゆえまた、そのような原理はアプリアリに我々の内に存するのである⁽¹⁸⁾。

すなわち、「全て我々の判断は、まず単なる知覚判断である。つまりそれらは我々に対してのみ、すなわち我々の主観に對してのみ妥当する。そして後になって初めて、それらの判断に我々は新たな関係、すなわち客観への関係を与えて、いつでも我々に対して、また誰に対してでも妥当するように求める」(PrL, §8, 63) という言葉は、我々が普段行っている多数の知覚判断へと、普遍的でアプリアリな法則を適用することによって、必然的なものとしてひとつの自然の体系の内へともたらずという仕方を述べているのである。

おわりに

ひとつの意識の一般的な働きにおいて、経験の可能性の条件である空間・時間およびカテゴリーの総合的統一が、ひとつの可能的経験として想定されているからこそ、我々の個別的・現実的な判断は可能になる。しかし体系だった自然が我々の

前に現れてくるためには、まず我々は「私」として現実には何かを知覚しなければならない。このように、全体と部分という関係が相互依存的に連関しているという点からみて、経験判断と知覚判断の関係は、総合的統一と分析的統一の関係と相同であると言える。また、経験的な判断を知覚判断と経験判断とに区別することの妥当性について物議を醸した「知覚すらそれによって可能となるすべての総合はカテゴリーに従っている」(B161)という記述は、あらかじめカテゴリーの適用による可能的経験が想定されているという事態を表していると考えることができる。

しかしながら、可能的経験に属するものとして我々の表象ではあっても、それらが全て客観的普遍妥当性を持った認識、つまり厳密な意味での経験となりうる訳ではないということは、カントの次の言葉からも明らかである。「我々が持っていることは疑いなく推定できても、意識はしていないような感官的直観や感覚の分野、すなわち人間における……不分明な表象の分野は計り知れないものであるが、これに反して明晰な表象は、それらの直観や感覚の内、意識に露わとなっている極めて僅かな点を含むものでしかないこと、かくて言わば我々の心の大きな凶面の上はごく僅かの部分しか照らし出されていないということ、このことは我々自身の存在について驚嘆の念を催させるものである」⁽¹⁹⁾。知覚判断を初めとした具体的かつ主観的な精神活動は、確かに「可能的経験」の領域の下でのみ為されうる。しかし、厳密な意味で「経験」と呼ばれうる領域は、そのような精神活動の内の「極めて僅かな点」を占めるものでしかないのである。

註

- (1) I. Kant, *Prolegomena zu einer jeden künftigen Metaphysik* (1783), PHB, Felix Meiner Verlag, Hamburg, 2001 以下「*ProI*」と略す。○内にセクションおよび頁数を表記する。
- (2) I. Kant, *Kritik der reinen Vernunft* (1781/87), PHB, Felix Meiner Verlag, Hamburg, 1998。以下、頁数およびセクション分けされている

- る箇所に關してはセクションも示す。なお引用に際しては第一版をA、第二版をBと表記する。引用中の傍点はカント自身による強調、引用以外の傍点および引用中の下線については筆者による強調である。
- (3) 「経験的判断ないしは経験判断の際には……」(A8)
- (4) K. Smith, *A Commentary to Kant's Critique of Pure Reason*, 邦訳『カント『純粹理性批判』註解上』、山本冬樹訳、p.433
- (5) H. J. Paton, *Kant's Metaphysic of Experience vol.1*, p.270 note
- (6) カント自身、自らの哲学が最終的には人間学であることを明言している。「この世界人の意義における哲学の領野は、次の諸問題に帰着させられる。1) 私は何を知りうるか? これを教えるのは形而上学である。2) 私は何を為すべきか? これを教えるのは道徳である。3) 私は何を欲しうるか? これを教えるのは宗教である。4) 人間とは何であるか? これを教えるのは人間学である。しかし要するにこれら全ては人間学に数えられうるであろう。というのも、はじめの三つの問いは最後の問いに關わるからである。」[Kant, *Metaphysik L2, Kant's gesammelte Schriften Bd.XXVIII*, Walter de Gruyter & Co., Berlin, 1970, ss.533f.。また、高坂正顕も「カントの哲学は總じて人間の哲学であり、人間学である」ことを指摘している。高坂正顕『高坂正顕著作集第二巻』理想社、1964, pp.39-44
- (7) 本稿末尾の引用を参照された。
- (8) 本稿では、これらの *allein* および *überhaupt* を *vereinigt werden* にかかる副詞として解釈する。
- (9) 「……綜合の反対であると思われる分解、すなわち分析も、やはりこの働きをいつでも前提とするということである。なぜなら、悟性が予め何ものをも結合しておかなければ、悟性は何ものをも分解することができないからである」(B130)
- (10) *numerisch identisch* (A107), *numerische Einheit* (A107), *numerische Identität* (A113)
- (11) このようにカントは「同一性」と「統一」をあまり区別せずに用いているように見えるが、その意味を厳密に検討するならば、「同一性」は「綜合的統一」ではなく、むしろ「分析的統一」であるとみられるべきであろう。なぜなら、分解されているのは、それらの諸表象に伴っているものが同一であるということが意味をなすからである。反対に言えば、絶対的統一においては、同一性という語は意味をなさない。この問題については、E. Wunderlich, *Kant und die Bewußtseinstheorien des 18. Jahrhunderts*, Walter de Gruyter, Berlin, 2005, ss.209-221が詳しい。

- (12) 高坂正顕『高坂正顕著作集第三巻』理想社、1965、p.104
- (13) *op.cit.* p.102
- (14) 高坂はこの後者の意識を「経験的統覚」であるとし、さらに「内感」と同一視している。このことに関する問題は、本稿第二節を参照されたい。
- (15) このような批判の対象として、カントはヒュームを念頭に置いている。「ヒュームは……おそらく悟性は、それらの諸概念によって、自らの諸対象がそこで見出されうる経験の創始者ですらありうるということを思いつかなかったので、彼はそれらの諸概念を、やむをえず経験から導出した（つまり、経験においてしばしば連想されることによって生ずる主観的必然性から導出したのであり、この主観的必然性が結局は誤って客観的に妥当するものと見なされるのであるが、換言すれば、習慣から導出したのである）」(A95, B127)
- (16) I. Kant, *Opus Postumum, Kant's gesammelte Schriften Bd. XXII*, Walter de Gruyter & Co., 1938, s.497
- (17) プラウスは「である α 」という断言が現象の解釈を目指す、換言すれば対象を規定する「客観的断言」であるがゆえに、経験判断は確然的判断であるとした。さらに、そのような経験判断に対して、知覚判断は「私には……と思われる」という蓋然的な判断であり、しかしながらまた自立的な判断である限り実然的でもなければならぬがゆえに、蓋然的かつ実然的な判断であると解釈している。無論、知覚判断が実然的であると言う場合における断言形は、先に述べた客観的断言としての「である α 」ではありえず、あくまでそれとは異なる「主観的断言」であるということになる。本論では、経験判断と知覚判断が、それぞれ確然的判断と実然的判断に対応し、またそれらの断言の仕方が異なるという点ではプラウスに同意するが、知覚判断が蓋然的判断かつ実然的判断であるという点に関しては懐疑的である。その理由としては以下の事柄が挙げられる。まず、蓋然的判断はあくまで「可能的」な領域を示す判断であり、それゆえ知覚判断というよりもむしろ可能的経験の領域に対応させる方が適切であると思われること、次に、果たして蓋然的かつ実然的な判断といったものが論理的にありうるかどうか、また、もしありうると思えば、そもそもこれらの判断の区別は意味をなさないのであるか、という疑問が生じるからである。それゆえ本稿では、蓋然的判断を可能的経験に、実然的判断を知覚判断に、確然的判断を経験判断に対応させている。
- (18) H. Cohen, *Kommentar zu Immanuel Kants Kritik der reinen Vernunft*, Vdm Verlag, 2006, s.2

(19) I. Kant, 「人間学」『カント全集第十四巻』原佑編、理想社、1976, p.43

(本学大学院博士後期課程・哲学)

